政令第三百九十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、並びに在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十五条の二第二項」を「第十五条第二項」に改める。

別表第一のうち三　政府代表部の表アフリカの項中「

（アフリカ連合）	850,000	802,900	778,400	741,600	680,300	619,000	557,700	508,700	484,200
ナイロビ（在ナイロビ国際機関）	459,700	435,200	870,000	850,000	802,900	778,400	741,600	680,300	619,000
	790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200

」を「

（アフリカ連合）	870,000	850,000	802,900	778,400	741,600	680,300	619,000	557,700	508,700
ナイロビ（在ナイロビ国際機関）	484,200	459,700	435,200	403,800	379,300	354,800	2,655	2,655	2,571
	790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200

」に改める。

別表第二のうち三　政府代表部の表アフリカの項中「

（アフリカ連合）	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655
ナイロビ（在ナイロビ国際機関）	12.6%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	3,165	2,571	2,275	1,978
	18.7%	アメリカ合衆国ドル	2,950	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655

」を「

（アフリカ連合）	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655
ナイロビ（在ナイロビ国際機関）	12.6%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	3,165	2,571	2,275	1,978
	18.7%	アメリカ合衆国ドル	2,950	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655

」に改める。

附　則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九十四号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表　消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階級	勤務年数 三十五年以上	三十年以上三十五年未満	二十五年以上三十年未満	二十年以上二十五年未満	十五年以上二十年未満	十年以上十五年未満	五年以上十年未満
団長	一、〇七九千円	九七九千円	七七九千円	五九四千円	四五九千円	三四四千円	二三九千円
副団長	一、〇〇九	九〇九	七〇九	五三四	四二九	三二九	二二九
分団長	九四九	八四九	六五九	五一三	四一三	三一八	二一九
副分団長	九〇九	八〇九	六二四	四七八	三八八	三〇三	二一四
部長及び班長	八三四	七三四	五六四	四三八	三五八	二八三	二〇四
団員	七八九	六八九	五一九	四〇九	三三四	二六四	二〇〇

備考

一　階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二　勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三　勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂